

令和8年度

保健所事業概要

(令和7年度実績)

令和8年8月

福井市 福祉健康部 保健衛生局

福井市保健所

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

（1964年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目 次

第1 福井市保健所の機構・事務分掌	1
第2 福井市保健所 地域保健課	
1 保健所管理運営業務	3
2 栄養管理支援	6
3 受動喫煙対策	7
4 衛生業務	8
5 救急医療対策	11
6 地域医療対策	13
7 医事	14
8 病院・診療所への立入検査	16
9 薬事	17
10 感染症対策	
(1) 感染症対策	19
(2) 結核対策	21
(3) 肝炎対策	24
(4) 風しん対策	25
(5) エイズ対策	25
(6) 梅毒・クラミジア対策	26
11 健康危機管理体制の整備	27
12 母子支援	
(1) 小児慢性特定疾病児童支援	28
(2) 不妊治療支援	29
13 難病支援	30
14 精神保健支援	32

第3 福井市保健所 生活衛生課

1 食品衛生

- (1) 食品衛生事業 _____ 35
- (2) 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発 _____ 42
- (3) 食品による健康被害等に関する対応 _____ 42

2 動物愛護管理業務

- (1) 動物取扱業への監視指導 _____ 45
- (2) 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業 _____ 46
- (3) 犬猫の収容や苦情相談等への対応 _____ 46

3 狂犬病予防業務

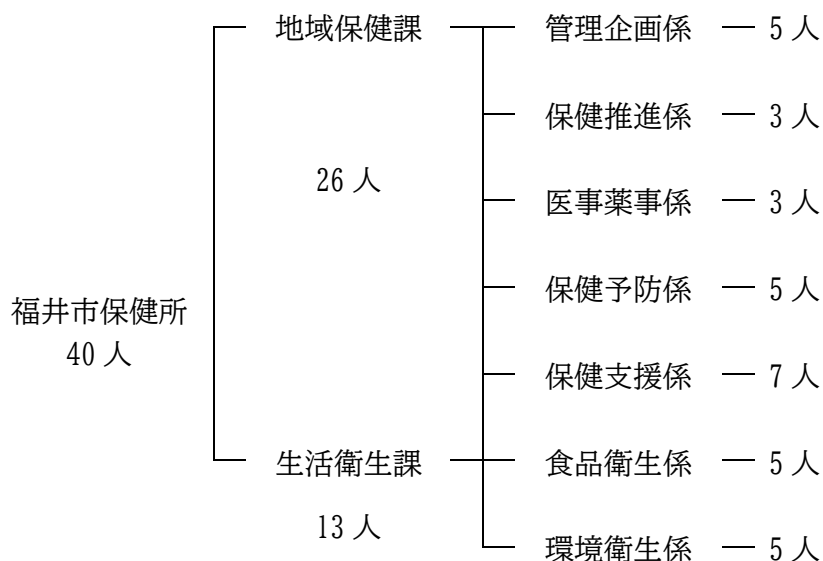
- (1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射 _____ 47
- (2) 咬傷事故への対応 _____ 47

4 環境衛生

- (1) 生活衛生事業 _____ 48
- (2) 浄化槽の適正な維持管理 _____ 49
- (3) 特定建築物に対する監視指導 _____ 49
- (4) 温泉利用施設に対する監視指導 _____ 50
- (5) 遊泳用プール施設に対する監視指導 _____ 50

第1 保健所の機構

(令和8年4月1日現在)



福井市保健所の事務分掌

地域保健課

- (1) 福井市保健所の管理及び運営に関すること。
- (2) 地域保健に係る統計等に関すること。
- (3) 医療機関（診療所等）に関すること。
- (4) 保健衛生関係従事者の免許に関すること。
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定する施術所に関すること。
- (6) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する施術所に関すること。
- (7) 衛生検査所に関すること。
- (8) 歯科技工所に関すること。
- (9) 骨髄バンク事業に関すること。
- (10) 医薬品、医療機器等に関すること。
- (11) 毒物及び劇物に関すること。
- (12) 健康危機管理体制の整備に関すること。
- (13) 感染症対策に関すること。
- (14) 小児慢性特定疾病対策に関すること。
- (15) 特定不妊治療費助成に関すること。
- (16) 難病の患者に対する医療等に関すること。
- (17) 精神保健福祉に関すること。
- (18) 特定給食施設等の栄養指導に関すること。
- (19) 食品表示（保健事項）に関すること。
- (20) 国民健康・栄養調査等に関すること。
- (21) 施設における受動喫煙対策の指導に関すること。
- (22) 救急医療に関すること。
- (23) 診療所（越廼地区）に関すること。

- (24) 聖苑に関する事。
- (25) 墓地、納骨堂等の経営の許可等に関する事。
- (26) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条に関する事。
- (27) 予防計画に関する事。
- (28) 前各号に掲げるもののほか、医事又は薬事に関する事（他課の所管に属するものを除く）。

生活衛生課

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) と畜場に関する事。
- (3) 食鳥処理に関する事。
- (4) 食品表示（衛生事項）に関する事。
- (5) 調理師及び製菓衛生師の免許に関する事。
- (6) 狂犬病予防に関する事。
- (7) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (8) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場に関する事。
- (9) 家庭用品の規制に関する事。
- (10) 温泉の利用に関する事。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (12) 化製場等に関する事。
- (13) 浄化槽の設置及び管理、保守点検業に関する事。

第2 福井市保健所 地域保健課

1 保健所管理運営業務

(1) 福井市保健所運営協議会

保健、医療、福祉、衛生に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、保健所の運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

開催状況

開催日	令和7年8月28日
議 事	・ 令和6年度福井市保健所の主な事業について ・ 福井市保健所健康危機対処計画(感染症編)にかかる取組について

委員名簿（令和7年8月1日現在）

区 分	氏 名	所属・役職名
医 療 関 係 団 体	笠原 善仁	福井市医師会会長
//	森本 一良	福井市歯科医師会会長
//	上原 敏	福井市薬剤師会会長
//	大門 由美子	福井県獣医師会会長
//	富士 光恵	福井県看護協会専務理事
学 校 関 係	河合 和幸	福井市学校保健会副会長
社会福祉関係団体	大島 友治	福井市民生児童委員協議会連合会会長
事 業 所	村中 洋祐	福井食品衛生協会会長
学 識 経 験 者	平工 雄介	福井大学医学系部門医学領域環境保健学教授
市 民	岡部 先枝	福井市食生活改善推進員連絡協議会会長
行 政	小江畑 功	福井県福井健康福祉センター所長

（任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日）

(2) 厚生労働統計調査

保健衛生行政のための基礎資料とするため、国（厚生労働省）の委託により調査を実施しています。

表1 調査一覧

	調査内容	調査時期	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
①	保健統計調査 (衛生行政報告例・健康増進事業報告・病院報告)	定例 (月報、年報)	○	○	○	○	○
②	医師・歯科医師・薬剤師統計、 業務従事者届	隔年		○		○	
③	人口動態調査	毎月	○	○	○	○	○

④	国民生活基礎調査	毎年 (3年周期で大規模調査)	○	○ (大規模)	○	○	○ (大規模)
⑤	医療施設調査 (動態調査、静態調査)	毎月:動態調査 3年周期:静態調査	○	○	○ (静態)	○	○
⑥	社会保障・人口問題基本調査 (出生動向・人口移動・生活と支え合い・家庭動向・世帯動態)	毎年 (5種類の調査を順番に)	○	○	○	対象なし	○
⑦	患者調査	3年周期			○		
⑧	受療行動調査	3年周期			○		

(3)医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師及び業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。市ではそれらの届出を受理し、審査を行っています。

表2 医師・歯科医師・薬剤師数（令和6年12月31日現在）（人）

	医師		歯科医師		薬剤師	
	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対
福井市	1,029	405.1	181	71.3	704	277.2
福井県	2,141	289.7	421	57	1,492	201.9
全 国	347,772	280.9	103,652	83.7	329,045	265.8

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

表3 看護職・歯科衛生・歯科技工士就業数（令和6年12月31日現在）（人）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	180	152	4,794	752	309	93
福井県	540	279	9,784	2,148	712	238
全 国	63,536	38,721	1,363,142	233,022	149,579	31,733

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」

(4)医療従事者等の免許申請

各種免許について円滑な交付・変更手続きが行えるよう、市保健所において申請受付を行っています。

表4 申請受付数（新規・書換・訂正・再交付・抹消）（件）

免許種別		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
医務関係	医師	48	43	42	60	50
	歯科医師	4	5	9	7	5
	薬剤師	21	31	32	42	37
	保健師	47	46	44	50	48
	看護師	216	185	254	208	238
	助産師	10	7	9	12	7
	臨床検査技師	13	11	17	13	7
	診療放射線技師	6	13	11	3	7
	理学療法士	28	23	35	34	22
	作業療法士	24	11	19	21	9
	視能訓練士	0	2	0	3	0
	衛生検査技師	0	0	1	0	0
	准看護師	10	18	13	13	8
	計	427	395	486	466	438
栄養士関係	管理栄養士	45	57	26	42	34
	栄養士	42	21	31	37	21
	計	87	78	57	79	55

表5 令和7度 申請受付内訳（※書換、訂正は重複あり）（件）

免許種別		新規	書換	訂正	再交付	抹消	合計
医務関係	医師	38	10	10	1	1	60
	歯科医師	5	0	0	0	0	5
	薬剤師	21	8	8	0	0	37
	保健師	17	29	29	2	0	77
	看護師	83	144	145	9	1	382
	助産師	1	6	6	0	0	13
	臨床検査技師	3	4	4	0	0	11
	診療放射線技師	3	3	3	1	0	10
	理学療法士	11	10	10	1	0	32
	作業療法士	7	2	2	0	0	11
	視能訓練士	0	0	0	0	0	0
	衛生検査技師	－	0	0	0	0	0
	准看護師	3	3	3	1	1	11
	計	192	219	220	15	3	649
栄養士関係	管理栄養士	22	12	12	0	0	46
	栄養士	4	16	16	1	0	37
	計	26	28	28	1	0	83

2 栄養管理支援

(1) 栄養管理支援事業

「健康増進法」第 18 条第 2 項に基づき、保健所の栄養指導員が給食施設の栄養管理業務担当者のスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、施設利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。また、規模の大きな特定給食施設※を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施及び管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

※ 特定かつ多数の者に対して、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設

表6 特定給食施設巡回指導実施状況

			学校	病院	介護老人 保健施設	介護 医療院	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	その他	小 計	合 計
令和 3 年度 ※	対象 施設数	特 定	57	19	9	0	19	61	3	2	170	382
		その他	24	8	5	1	74	33	11	56	212	
	指導 実績	特 定	0	19	0	0	0	0	0	0	19	27
		その他	0	8	0	0	0	0	0	0	8	
4 年 度 ※	対象 施設数	特 定	56	19	9	0	19	64	3	2	172	384
		その他	24	8	5	1	75	33	11	55	212	
	指導 実績	特 定	27	19	0	0	0	0	0	0	46	63
		その他	9	8	0	0	0	0	0	0	17	
5 年 度	対象 施設数	特 定	56	18	9	1	19	64	3	2	172	383
		その他	22	9	6	0	74	32	11	57	211	
	指導 実績	特 定	11	18	0	0	0	37	0	0	66	80
		その他	2	9	0	0	0	3	0	0	14	
6 年 度	対象 施設数	特 定	56	18	9	1	19	62	3	2	170	380
		その他	22	9	6	0	73	37	11	52	210	
	指導 実績	特 定	16	18	2	0	5	14	3	0	58	116
		その他	8	9	1	0	16	18	0	6	58	
7 年 度	対象 施設数	特 定	54	18	9	1	19	61	2	1	165	378
		その他	25	9	3	1	72	38	12	57	213	
	指導 実績	特 定	14	18	0	0	0	0	0	0	32	50
		その他	9	9	0	0	0	0	0	0	18	

※ 令和 3、4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため縮小（一部、書面審査にて実施）

表7 集団指導(研修会等)実施状況

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内 容	研修会 (1回100人)	中止※	—	—	研修会 (2回125人)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

(2)食品表示(栄養成分表示)等の推進

平成27年4月に施行された「食品表示法」の周知活動を行うとともに、栄養成分表示の相談対応により事業者の取組を支援しています。

また、「健康増進法」に基づく虚偽誇大表示等についても指導助言を行っています。

表8 法令の周知活動

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内 容	講習会等での周知 (1回64人)	窓口等での周知 (28人)	窓口等での周知 (140人)	窓口等での周知 (16人)	窓口等での周知 (16人)

表9 食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法(虚偽誇大表示等の禁止)の相談対応状況 (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
食品表示法 (栄養成分表示)	51	26	39	14	18
健康増進法 (虚偽誇大表示等)	5	4	1	6	1

(3)国民健康・栄養調査

「健康増進法」第10条に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基礎資料を作成するため、市が国(厚生労働省)からの委託を受け、国民の身体状況や栄養摂取量、生活習慣の状況を明らかにする調査に関する事務を行います。

表10 実施状況 (世帯)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度(大規模)			7年度
対象地区	中止※	東郷二丁目	淵3丁目	長本町	福新町	定正町	末町
対象世帯数	—	30	26	26	39	78	26

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

3 受動喫煙対策

「健康増進法」に基づき、望まない受動喫煙を防止するため、事業者に対し、施設の区分に応じ施設の一定の場所を除き喫煙を禁止することなどについて、周知啓発及び相談指導等を行っています。

周知啓発

- ・チラシの配布 市保健所窓口、市関係所属等
- ・事業者向けポスターの配布 福井商工会議所、各商工会、市関係所属等
- ・メディア等 ケーブルテレビ（行政チャンネルCM）、ホームページ

表11 相談等対応状況 (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	26	22	18	20	38

表12 喫煙可能室※設置施設の届出状況 (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新規	0	0	0	2	2
変更	0	0	0	0	0
廃止	0	1	0	1	0

※令和2年4月1日時点で営業していた経営規模の小さな飲食店は、事業継続に影響があることから、施設の全部、または一部に喫煙可能室の設置が可能とされている。喫煙可能室では、喫煙のほか飲食も可能。令和2年4月2日以降の新規営業店舗は届出対象外。

4 衛生業務

(1) 聖苑の管理運営

墓地埋葬等に関する法律に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく火葬業務等を行っています。

表13 聖苑の利用状況

		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市内	満12歳以上（人）	3,067	3,341	3,247	3,352	3,211
	満1歳以上12歳未満（人）	5	0	0	4	4
	満1歳未満・死胎児（人）	40	49	46	38	36
	身体の一部・産汚物含む （件）	19	30	20	11	19
	霊安室	17	18	20	28	25
	式場（件）	99	83	72	54	69
	待合室 和（件）	460	499	576	615	632
	待合室 洋（件）	143	118	105	133	98
市外	満12歳以上（人）	264	262	258	248	198
	満1歳以上12歳未満（人）	0	0	0	0	0
	満1歳未満・死胎児（人）	8	6	1	9	4
	身体の一部・産汚物含む （件）	11	14	9	6	21
	霊安室	3	0	1	4	3
	式場（件）	2	3	2	4	1
	待合室 和（件）	48	50	52	65	43
	待合室 洋（件）	8	14	11	5	13
合計	満12歳以上（人）	3,331	3,603	3,505	3,600	3,409
	満1歳以上12歳未満（人）	5	0	0	4	4
	満1歳未満・死胎児（人）	48	55	47	47	40
	身体の一部・産汚物含む （件）	30	44	29	17	40
	霊安室	20	18	21	32	28
	式場（件）	101	86	74	58	70
	待合室 和（件）	508	549	628	680	675
	待合室 洋（件）	151	132	116	138	111

(2)墓地等の経営許可等

墓地、納骨堂等の経営の許可等を行っています。

表14 墓地経営に係る申請状況 (件)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
墓地	新規	1	1	3	0	0
	変更	1	1	0	1	0
	廃止	0	0	0	0	0
納骨堂	新規	0	1	0	1	0
	変更	1	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	1	0
火葬場	新規	0	0	0	0	0
	変更	0	0	0	0	0
	廃止	0	2	2	111※	0

※令和6年度に墓地台帳（紙台帳）の整理及び火葬場の実態調査を行ったところ、数が増減した。

表15 墓地、納骨堂及び火葬場の件数 (件)

経営主体	墓地	納骨堂	火葬場※
地方公共団体	6	0	1
公益法人	0	0	0
宗教法人	135	118	0
地縁による団体	257	0	114
個人	2	0	0
合 計	400	118	115

(3)墓地埋葬法第9条に規定する死亡人に関する取扱い

「墓地、埋葬等に関する法律」第9条第1項において、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と規定されていることから、当該死亡人が発生した場合の葬祭執行に係る取扱いを行っています。

業務内容

- ア 病院、警察等関係機関との対応
- イ 当該死亡人に係る親族の調査及び連絡
- ウ 火葬執行人が不在の場合、死体の火葬の実施

表16 福井市火葬執行状況

令和3年度	12件
4年度	24件
5年度	19件
6年度	19件
7年度	21件

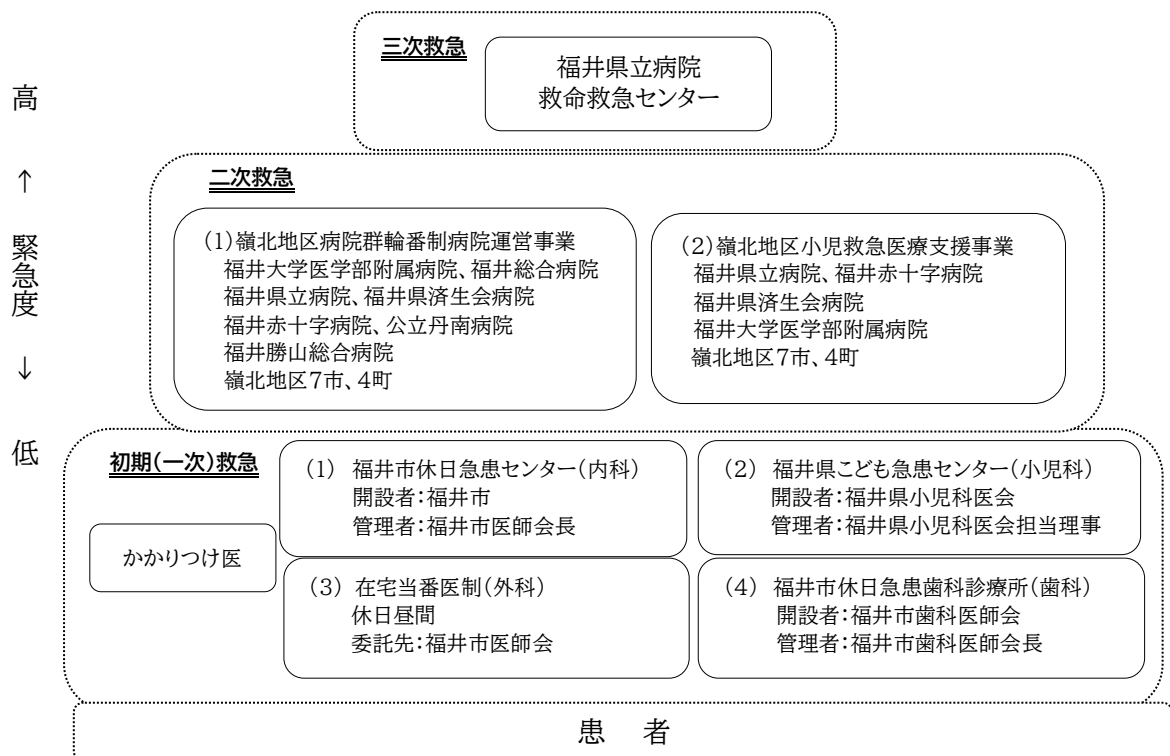
5 救急医療対策

(1) 救急医療体制

比較的軽症の救急患者に対する外来での初期（一次）救急医療を提供するため、市休日急患センター（内科）を運営するとともに、市休日急患歯科診療所および在宅当番医（外科）による医療体制を整備しています。また、県こども急患センターの運営を支援しています。

重症患者に対する二次救急医療体制として、嶺北地区病院群輪番制病院の運営および嶺北地区小児救急医療の運営を支援しています。

< 救急医療体系図（令和8年度） >



・福井市休日急患センター

所在地 福井市城東4丁目14-30 福井市健康管理センター東隣1階
診療科 内科
診療日 土曜日（19時～23時）
日曜・祝日・振替休日・年末年始（9時～18時（12月～2月は23時）まで）

・福井市休日急患歯科診療所

所在地 福井市大願寺3丁目4-1 福井県歯科医師会館内
診療日 日曜・祝日・振替休日・お盆・年末年始（9時～17時（12時～13時を除く））

表17 休日急患センター・休日急患歯科診療所利用状況

			令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
休日急患 センター	土曜日 19時～23時	日 数 (日)	51	50	50	50	50
		内 科 (人)	147	499	535	555	531
	休 日 ※1 9時～23時	日 数 (日)	71	71	72	72	72
		内 科 (人)	1,623	5,365	5,237	5,652	4,355
	利用者合計		1,770	5,864	5,772	6,207	4,886
休日急患 歯科診療 所	休 日 ※2 9時～12時 13時～17時	歯 科 (人)	843	850	986	1,207	1,230

※1 日曜日・祝日・12月30日～1月3日、3月～11月の内科診療時間は9時～18時

※2 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日

表18 休日急患センター利用者の主な疾病疾患

(人)

		令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
受診者数		1,770		5,864		5,772		6,207		4,886	
内 訳	感染症系疾患	255	(14.4)	4,239	(72.3)	3,435	(59.5)	3,442	(55.4)	2,099	(43.0)
	呼吸器系疾患	806	(45.5)	1,050	(17.9)	1,593	(27.6)	1,829	(29.5)	1,730	(35.4)
	消化器系疾患	361	(20.4)	310	(5.3)	392	(6.8)	539	(8.7)	557	(11.4)
	皮膚・皮下組織疾患	101	(5.7)	90	(1.5)	127	(2.2)	147	(2.4)	182	(3.7)
	その他	247	(14.0)	175	(3.0)	225	(3.9)	250	(4.0)	318	(6.5)

表19 在宅当番医療機関利用状況

(人)

			令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
診療日時		診療科目	938	1,058	1,142	1,439	1,377
日曜・祝日・振替休日・年末年始 9時～12時30分、13時30分～17時		外科					

6 地域医療対策

(1) 医療関係団体との連携

地域医療を支える市医師会、市歯科医師会との連携と保健事業等に関する協議を行うとともに、健康づくり啓発事業等への活動補助を実施しています。

(2) 診療所(越廼地区)への支援

越廼地区は福井市の南西に位置し、東西 1.8km、南北 8.1km と細長く、総面積は 15.31k m²であり、約 8 割が林野で占められています。人口は 873 人で、65 歳以上の高齢化率は 54.75%となっており、少子高齢化が顕著な地区です。(令和 8 年 4 月 1 日現在)

地域医療の安定した確保のため、越廼地区の診療所への運営支援を行っています。

・越廼診療所

名 称	こしの医院
所在地	福井市蒲生町 1-91-1
診療科	内科、外科、リハビリテーション科、泌尿器科
診療時間	9 時～18 時 30 分（休診日：木曜、土曜 16 時以降、日曜）
開設者	医療法人佑向会 理事長 高橋 雅彦

・越廼歯科診療所

所在地	福井市茱崎町 1-68（越廼公民館 2 階）
診療時間	水曜日 14 時～18 時
開設者	一般社団法人 福井市歯科医師会
管理者	村崎 敏也 歯科医師（村崎歯科医院 院長）

7 医事

(1)医療施設の状況

診療所、歯科診療所または助産所の開設や構造設備（診察室、給食施設等）、診療科目等を変更する場合には、「医療法」に基づく許可または届出が必要となります。

表20 申請・届出件数

(件)

		令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
		一般 診療所	歯科 診療所	一般 診療所	歯科 診療所	一般 診療所	歯科 診療所	一般 診療所	歯科 診療所	一般 診療所	歯科 診療所
施設数 (年度末)		268	137	265	137	262	133	262	132	260	134
届 出 数	開設許可(※)	11	5	15	4	7	1	10	3	18	0
	開設届(※)	8	4	22	7	9	1	11	5	14	4
	使用許可	1	0	7	0	3	0	2	0	0	0
	変更許可	3	0	8	1	7	0	9	4	10	5
	変更届	42	12	46	10	46	15	50	16	42	20
	廃止休止再開届	15	7	27	11	15	9	14	6	22	3
	その他	66	38	101	47	83	35	62	34	63	33
	合計	146	66	226	80	170	61	158	68	169	65

※開設許可と開設届について

①開設許可：

法人等が診療所または助産所を開設しようとするときに必要な許可を受けようとするもの（開設後には、開設許可とは別に開設届（後述②）も提出が必要（巡回診療等に係る開設許可を除く））

②開設届：

診療所または助産所を開設したときに届け出るもの
（開設許可（前述①）を受けた者が、開設後に届け出るものを含む）

(2)医療安全相談

医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談を伺い、医療機関とよりよい信頼関係が築けるよう福井市医療安全相談窓口を設置しています。

表21 相談件数

(件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	22	17	52	28	27

(3) 施術所

施術所を開設する場合や構造設備等を変更する場合には、「柔道整復師法」または「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（あはき法）に基づく届出が必要となります。

表22 届出件数（滞在業務は除く） (件)

		令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
		柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法
施設数（年度末）		117	192	118	189	115	189	117	191	117	189
届出数	開設届	4	5	5	1	1	2	5	7	2	2
	変更届	11	12	7	10	9	8	2	6	8	5
	廃止届	6	4	4	2	4	2	4	5	2	4

(4) 骨髄等提供ドナー支援制度

骨髄等の提供の促進に寄与することを目的として、ドナーやドナーが勤務する事業所に対し助成金を交付しています。

表23 助成金交付件数 (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ドナー	5	1	0	1	2
事業所	1	1	0	1	1

8 病院・診療所への立入検査

(1)医療施設の立入検査の状況

「医療法」第25条第1項の規定に基づき、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施しています。

表24 立入施設数

施設区分	実施頻度	令和3年度※	4年度※	5年度※	6年度	7年度
病 院	1回/年	27	27	27	27	27
有床診療所	1回/3年	0	0	8	10	5
無床診療所	1回/5年	0	0	49	51	18
歯科診療所		0	0	16	14	41
合 計		27	27	100	102	91

※ 令和2～4年度については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ立入検査は病院のみを対象に、原則として書面審査にて実施。診療所への立入検査は延期

9 薬事

(1) 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の販売をする場合には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、許可・届出が必要となります。

市内の施設に対し、開設時などの通常監視指導のほか、医薬品等一斉監視指導、医療機器等一斉監視指導の各強化期間に監視指導を実施しています。薬局開設者等に対しては、医薬品等の品質管理や適切な情報提供、薬剤師等の配置などについて指導しています。また、医療機器販売業者に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

表25 薬事関係施設数および監視数

			令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
			施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)
医薬品	薬局	総数	122	38	122	23	126	32	133	44	137	40
		薬局製造販売 医薬品製造業	7	3	7	1	6	0	4	0	3	1
		薬局製造販売医 薬品製造販売業	7	3	7	1	6	0	4	0	3	1
	店舗販売業		85	43	87	18	87	32	97	39	99	43
医療機器	販売 貸与業	高度管理 医療機器	112	16	115	41	120	24	130	21	128	18
		管理医療 機器	328	2	328	0	333	0	338	0	338	0
	販売業 のみ	高度管理 医療機器	116	26	112	30	112	20	109	29	114	30
		管理医療 機器	399	2	428	1	443	0	432	0	447	0
	貸与業 のみ	高度管理 医療機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		管理医療 機器	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0
合 計			1,177	133	1,207	115	1,234	108	1,248	133	1,269	133

(2) 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合には、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。また、特定の業種については、毒物または劇物を業務上取扱うことについても届出が必要となります。

市内の施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な監視指導を行っています。

表26 毒物劇物関係施設数および監視数

		令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
		施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)
毒物 劇物 販売業	一般	163	25	160	36	159	36	156	21	157	15
	農業用品目	19	2	17	1	17	1	16	6	15	2
	特定品目	10	0	10	6	9	3	9	0	9	0
業務上 取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
	金属熱処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運送業	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
合 計		199	27	194	43	192	40	188	27	188	17

10 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、医師や獣医師、指定医療機関からの発生届出を受理し、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、患者に対する適切な医療の提供を図ります。また、正しい知識の普及啓発や検査・相談、感染症発生動向調査などにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努めています。

(1) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

「感染症法」に基づく発生届出があった際は、必要に応じて感染経路を究明し、感染拡大防止のため、感染源との接触状況や発症までの行動等を調査します。なお、一類から三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、就業制限や行政検査として接触者の健康診断等を実施します。

表27 感染症発生届出状況（各年1月1日～12月31日）

（件）

感染症発生届出疾患		令和3年	4年	5年	6年	7年
一類		0	0	0	0	0
二類	結核※1	25	16	19	24	34
三類	細菌性赤痢	0	0	1	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	7	5	5	1	11
四類	A型肝炎	0	0	0	0	1
	E型肝炎	1	2	0	1	1
	つつが虫病	0	0	0	0	2
	日本紅斑熱	1	0	0	0	1
	レジオネラ症	5	5	5	6	6
五類	アメーバ赤痢	0	0	0	1	0
	ウイルス性肝炎	0	1	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	2	1	1	2
	急性脳炎	1	0	2	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	3	5	6	5
	後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）	0	0	0	0	2
	ジアルジア症	0	0	1	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	1	3	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	8	7	13	10
	水痘（入院例）	1	0	0	3	5
	梅毒	18	44	26	24	29
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	1	0	0
	百日咳	0	0	2	2	227
	麻疹	0	0	0	0	1
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	1,041	40,453※2	—※3	—※3	—※3

※1 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した者を含む

（令和3年：1件、令和4年：1件、令和5年：0件、令和6年：1件、令和7年：0件）

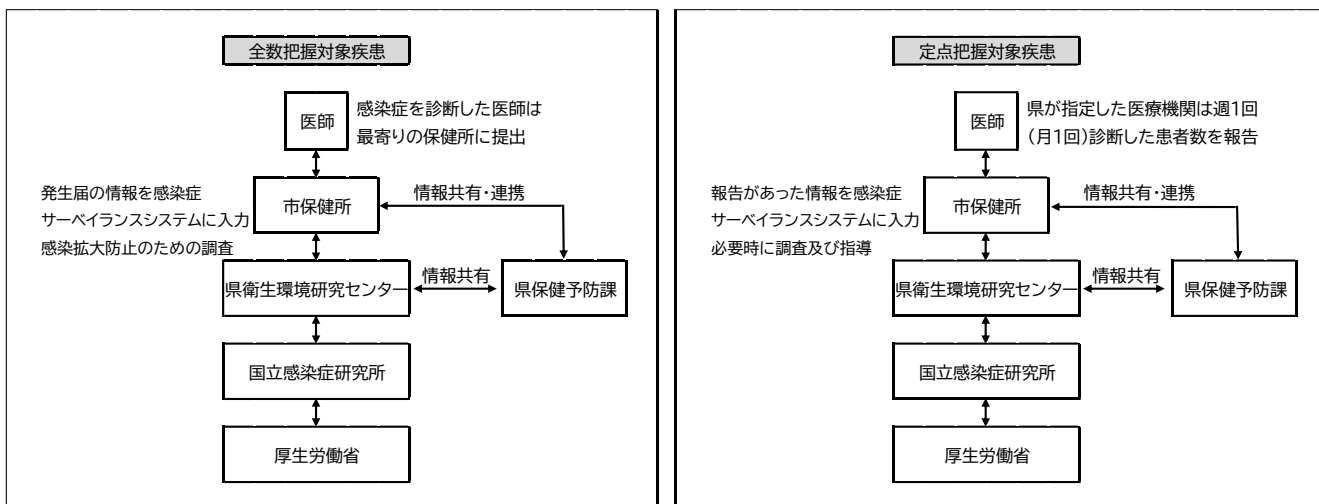
※2 令和4年9月26日の全数把握見直しにより市単位の感染者数の把握はできなくなった

※3 令和5年5月8日の五類移行に伴い、指定届出機関からの定点把握に変更となった

イ 感染症発生動向調査

「感染症法」に基づき、あらかじめ法律で定められた感染症について診断した医師からの報告をもとに感染症の発生状況を把握・分析し情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止するものです。

一類感染症から四類感染症と、五類感染症のうち全数把握対象疾患^{※1}については全ての医療機関から発生情報を収集し、五類感染症のうち定点把握対象疾患^{※2}については県が指定した医療機関から発生情報を収集しています。なお、福井県衛生環境研究センターが県下全域の結果を分析・公表し、市では市内の医療機関や庁内の関係所属等へ情報提供をしています。



※1 定点把握対象疾患を除いた 25 疾患

※2 小児科定点 (10 疾患)、基幹定点 (8 疾患)、性感染症定点 (4 疾患)、眼科定点 (2 疾患)、インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症定点 (2 疾患)、急性呼吸器感染症定点 (1 疾患) の計 27 疾患

ウ 感染症に関する普及啓発研修会

結核及びその他の感染症に関する研修会を通じて、正しい知識の普及を図り感染症の発生予防及び感染拡大防止に努めています。

表28 実施状況

(人)

開催日	対象者	内 容	参加者数
令和 7 年 10 月 24 日	保育園・幼稚園・認定 こども園の保育士等	「児童福祉施設等における感染症対策」	64
5 月 13 日	高齢者施設の職員	「高齢者施設における感染症対策」	24
10 月 7 日			
5 月 11 日	障がい者施設の職員	「障がい者施設における感染症予防対策」	67

エ 感染症診査協議会

感染症の診査に関する協議会を設置し、症状が急性で、迅速かつ的確な対応が必要とされる一類感染症、二類感染症等の患者の就業制限、入院及び医療費公費負担の必要性について、学問的、専門的及び法律的観点から診査します。

市では、福井県感染症診査協議会の結核部会委員 8 名に福井市感染症診査協議会委員を委嘱し、県と合同で協議会を開催しています。

表29 診査件数

(件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
就業制限	4,308	9	13	14	23
入院勧告	2,367	4,824	222	20	29
公費負担	42	26	22	45	52

(2)結核対策

ア 結核登録状況

結核と診断した医師から保健所へ結核発生届出があった際は、患者として登録し、服薬支援の他、医療費の公費負担、治療終了後の再発の有無の確認等、患者の管理を行い、結核のまん延防止を図ります。

表30 新登録患者数（各年1月1日～12月31日）

(人)

内 訳				令和３年	４年	５年	６年	７年
活動性 結核	総数			19	7	11	15	26
	肺結核 活動性	総数		16	3	6	9	16
		喀痰塗	初回治療	6	2	2	4	8
		抹陽性	再治療	0	0	0	0	0
		その他の結核菌陽性		7	0	4	5	6
		菌陰性・その他		3	1	0	0	2
	肺外結核			3	4	5	6	10
潜在性結核感染症				5	8	8	9	8

表31 新登録患者病類別年齢別（各年1月1日～12月31日）

(人)

年次 年代	令和3年		4年		5年		6年		7年	
	活動性 結核	活動性 結核	潜在性 結核 感染症	潜在性 結核 感染症	活動性 結核	潜在性 結核 感染症	活動性 結核	潜在性 結核 感染症	活動性 結核	潜在性 結核 感染症
0～9歳	0	1	0	1	0	2	0	1	0	5
10歳代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	1	0	0	1	3	3	2	2	6	0
30歳代	1	1	0	0	0	1	0	2	3	0
40歳代	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0
50歳代	1	0	0	1	0	0	1	0	3	1
60歳代	1	0	1	2	0	0	1	1	2	1
70歳代	7	3	4	1	2	0	3	2	2	0
80歳代	3	0	1	1	4	2	3	0	8	1
90歳以上	2	0	1	0	2	0	5	0	2	0
合 計	19	5	7	8	11	8	15	9	26	8

イ 接触者の健康診断

結核患者の接触者に対して健康診断を行い、感染者及び発病者を発見し治療につなげます。

表32 実施状況 (人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数		119	58	71	287	240
受診者数		109	58	69	287	240
受診率 (%)		91.6	100	97.2	100	100
受診会場	保健所	87	30	55	220	236
	医療機関	22	28	14	67	4
検査項目 ※	X線検査	17	14	12	65	0
	喀痰検査	6	2	0	0	0
	ツ反	6	2	0	0	0
	IGRA検査	3	44	57	220	240
診察※	初診	9	2	3	64	2
	再診	7	5	4	1	2

※委託先以外で受診した場合は、検査項目・診察に数を含めない。

ウ 結核患者の管理検診

治療終了者に対して、再発の起こりやすい治療終了後2年間は、6か月に1回の胸部レントゲン検査等の検診を行い、再発の早期発見を図ります。

表33 実施状況 (人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数		47	27	39	24	25
受診者数		31	27	37	24	25
受診率 (%)		66	100	94.9	100	100
検査項目※	喀痰	1	1	0	0	2
	X線検査	31	26	37	4	13
診察※	初診	4	1	1	1	3
	再診	3	1	2	1	3

※委託先以外で受診した場合は、検査項目・診察に数を含めない。

エ 地域DOTSによる支援(直接服薬確認療法※)

結核のまん延防止及び多剤耐性結核の発生防止を目的として、結核患者が確実に抗結核薬を服用できるよう訪問等による服薬支援を行います。

※ 訪問・電話等により結核患者の適切かつ確実な治療継続を支援する方法。

表34 実施状況 (人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実人数	16	20	24	32	35
延べ人数	81	85	264	172	234

オ 結核定期健康診断

学校、医療機関、社会福祉施設等は、結核の定期健康診断を行い、その所在地を管轄する保健所に受診者数等を報告することが義務付けられています。結核の罹患率が高い高齢者等や、結核を発病すると周囲に感染させるおそれのある業務の従事者等に対し健康診断を実施することにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としています。

また、結核の定期健康診断の実施を促すため、私立学校、社会福祉施設に対し健康診断費用の3分の2を補助しています。

表35 実施状況 (人)

	令和3年度			4年度			5年度			6年度			7年度		
	間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰	間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰	間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰	間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰	間接 撮影 者数	直接 撮影 者数	喀痰
事業者※	1,293	9,601	56	1,655	11,080	1	2,109	12,878	2	1,238	13,767	6	1,481	13,163	0
学校	2,297	2,922	0	3,250	1,069	0	2,784	2,505	0	2,661	2,357	0	2,959	1,869	0
社会福祉施設	549	1,224	13	461	1,524	1	488	1,633	0	141	1,451	0	485	1,471	0
住民健診	8,283	0	0	8,600	0	0	8,870	0	40	9,234	0	34	9,594	0	35
合計	12,422	13,747	69	13,966	13,673	2	14,251	17,016	42	13,274	17,575	40	14,519	16,503	35

※学校、医療機関、社会福祉施設等において業務に従事する者

カ 結核予防普及啓発

結核の発生予防及びまん延防止を図るため、結核に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

表36 実施状況

内 容	対象者	実施日	実施数
啓発チラシ配布	外国人転入者	随時（市民課にて配布）	－
啓発チラシ配布	高齢者施設管理者	通年	3施設
啓発チラシ配布	福井労働局 全国労働衛生週間参加の事業者（安全衛生担当者）	令和7年8月28日	230部
結核予防特集を放映	FBC福井放送視聴者	令和7年7月15日	－

(3)肝炎対策

肝炎ウイルスの感染者を早期に発見するため、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するとともに、相談や陽性者フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。

ア 肝炎ウイルス検査及び相談

市内医療機関のほか、市保健所のH I V抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

表37 検査・相談実施状況

(人)

			令和3年度※	4年度※	5年度※	6年度	7年度
検査 件数	医療 機関	B型のみ	1	0	0	2	0
		C型のみ	0	0	0	1	0
		B型及びC型	157	127	151	126	128
	保健 所	B型のみ	0	0	1	0	0
		C型のみ	0	0	0	0	0
		B型及びC型	8	8	79	95	107
相談 延べ人数	B型		220	237	466	529	415
	C型		73	18	162	256	136

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小した

イ 陽性者フォローアップ

肝炎ウイルス検査の他、健康増進事業における肝炎ウイルス検診等により、B型又はC型肝炎ウイルスに感染していることが判明し、保健所からの確認に同意をした方を対象に、調査票の郵送等で医療機関の受診状況や診療状況を確認します。

表38 検査・相談実施状況

(人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
フォローアップ実施者実人数	4	4	6	7	6

ウ 肝炎治療医療費助成及び肝がん・重度肝硬変研究促進事業申請事務

B型及びC型肝炎医療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査及び定期検査費用の助成事業についての申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

表39 申請件数

(件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
インターフェロンフリー治療	21	15	16	16	16
核酸アナログ製剤治療	9	10	11	9	22
核酸アナログ製剤治療(更新)	225	212	212	195	203
初回精密検査	5	6	2	7	5
定期検査	0	6	2	0	0
肝がん・重度肝硬変	8	8	3	12	10
肝がん・重度肝硬変(更新)	0	6	1	5	21

(4)風しん対策

妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、風しんの予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施し、風しんの感染予防及びまん延防止を図っています。

表40 風しん抗体検査実施状況

(人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受検者数	妊娠を希望する女性	265	169	153	144	221
	妊娠を希望する女性の配偶者等の同居家族	50	41	47	34	104
	風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者の同居家族	9	6	8	10	11
受検者数合計		324	216	208	188	336
低抗体価数合計		156	102	71	66	190
予防接種者数合計		58	44	43	35	97

(5)エイズ対策

ア HIV抗体検査・エイズ相談

日中と夜間に検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

表41 検査及び相談実施状況

	令和3年度※1		4年度※1		5年度		6年度		7年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
通常検査 (日中)	0	0	0	0	10	36	18	64	20	80
即日検査※2	8	25	5	17	10	32	-	-	-	-
通常検査 (夜間)	2	4	0	0	10	51	10	42	9	44
合 計	10	29	5	17	30	119	28	106	29	124
相談件数	81		61		258		297		165	

※1 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小した。

※2 令和6年度から、検査の精度担保や陽性者のサポート強化を目的に、即日検査を廃止した。

(6)梅毒・クラミジア対策

性感染症の早期発見・早期治療に繋げるため、令和5年度から梅毒検査、令和6年度から性器クラミジア検査を実施しています。

ア 梅毒検査・性器クラミジア検査及び相談

保健所のHIV抗体検査実施日に合わせて、検査を実施しています。また、電話相談も随時実施しています。

表42 梅毒・クラミジア検査及び相談実施状況

		令和5年度		6年度		7年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
梅毒	通常検査(日中)	16	59	18	57	20	70
	通常検査(夜間)	10	50	10	39	9	37
	合 計	26	109	28	96	29	107
	相談件数	236		283		138	
クラミジア	通常検査(日中)	-	-	15	45	20	61
	通常検査(夜間)	-	-	8	28	9	33
	合 計	-	-	23	73	29	94
	相談件数	-		227		120	

11 健康危機管理体制の整備

「地域において発生しうる健康危機について、迅速かつ適切な対応が図れるよう、感染症や災害発生時における対応手順書の作成、訓練や人材の育成、必要な機器及び機材の配備等を行い、健康危機管理体制の整備を図っています。

項 目	内 容
計 画	・ 感染症予防計画（令和５年度） ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画改定（令和７年度） ・ 健康危機対処計画（令和５年度）
研修・訓練	・ 国の保健所災害対応研修に参加 ・ 国の感染症・IHEAT 管理者マネジメント研修に参加 ・ 県の新型インフルエンザ等対策訓練に参加 ・ 県の家畜防疫演習の連絡訓練に参加 ・ 県の原子力防災訓練（スクリーニング・簡易除染）に参加 ・ 県の原子力防災訓練（安定ヨウ素剤緊急配布）に参加
機器及び機材の配備	・ 令和元年度に配備 （感染症患者移送車、車いす型アイソレーター、 ストレッチャー型アイソレーター、パルスオキシメータ等）

12 母子支援

(1) 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病とは、18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳未満）の者が、その疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、生命に危険が及ぶおそれがあるもので療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病です。令和 7 年度末時点で、対象となる疾患は 801 疾病です。

ア 小児慢性特定疾病医療費助成事業

「児童福祉法」に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、疾患の治療方法の確立と普及、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成しています。医療費支給認定時の診断書は指定医が作成し、医療費助成の対象となる医療は指定医療機関が提供します。

なお、指定医及び指定医療機関は、申請に基づき市が指定します。

表43 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (人)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
認定数	215	199	183	168	157

表44 指定小児慢性特定疾病医療機関 (施設数)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
病院・診療所	49	49	47	46	43
歯 科	8	8	7	7	7
薬 局	105	109	111	123	127
訪問看護ステーション	24	24	28	30	29

表45 小児慢性特定疾病指定医 (人)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
指定医	166	175	182	165	167

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

「児童福祉法」に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、自立支援員や保健師等が児童等及びその家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

表46 相談・訪問指導件数 (件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
面接相談	24	24	19	43	31
電話相談	19	23	48	74	44
訪問指導	37	7	2	59	50

表47 講演・相談会

(人)

	令和3年度	4年度	5年度		6年度		7年度	
内 容	中止※	中止※	ミニ講座 (1回)	個別 相談会 (1回)	ピアカ ウンセ リング (1回)	個別 相談会 (1回)	ピアカ ウンセ リング (1回)	個別 相談会 (1回)
参加者数	—	—	2	1	9	2	7	4

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

ウ 人工呼吸器装着等小児慢性特定疾病児童等への災害時支援

小児慢性特定疾病医療受給者のうち、人工呼吸器装着または気管切開を行っていて、日常生活動作（ADL）が自立していない在宅の医療的ケア児に対し、災害時個別対応マニュアル（※1）を作成しています。

また、上記以外の小児慢性特定疾病医療受給者である医療的ケア児のうち、障がい福祉サービスを利用していない者に対し、災害時対応ノート（※2）を作成しています。

※1 災害時における安全確保および適切な避難を支援するため、患者・家族の同意を得た上で、患者の基本情報や必要な医療的ケアの内容について、主治医や訪問看護ステーション等と相談の上作成

※2 患者の基本情報や必要な医療的ケアの内容を、患者及び家族自らが整理するもの

表48 災害時個別対応マニュアル等の対象者数及び作成状況

(人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
災害時 個別対応 マニュアル	対象者数	18	12	12	11	12
	作成済数	5	7	4	11	12
災害時対応 ノート	対象者数	—	—	—	18	22
	作成済数				10	20

(2)不妊治療支援

高額な治療費がかかる特定不妊治療の軽減を図るため、県の支援と併せて、保険適用回数終了後等の先進医療にかかる費用を市独自に助成しています。また、子どもを望む方々に対して不妊・不育こころの相談会を実施しています。

表49 特定不妊治療費助成件数

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
助成件数 (延べ件数)	670 (6)	367 (5)	640 (1)	675 (1)	702 (1)

() 内は男性不妊件数

13 難病支援

(1) 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況

難病は、原因が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で、長期療養が必要と考えられています。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給認定のための申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。令和7年度末時点で、対象となる疾患は348疾病です。

表50 申請状況 (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新規	316	327	320	335	367
変更	1,414	1,305	866	901	888
更新	1,872	1,921	1,971	2,036	2,131

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が実施できるよう、地域の関係機関や庁内関係課等と連携しています。

ア 医療相談事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るため、難病に関する正しい知識の普及と医師等専門職の相談を受ける機会を設けています。

表51 医療相談事業実施状況 (人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	
内 容	中止※	中止※	個別相談 (2回)	講演会 (1回)	個別相談 (1回)	講演会 (1回)	個別相談 (1回)
参加者数	-	-	6(述べ数)	44	11(延べ数)	27	9(延べ数)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

イ 相談・訪問指導事業

医療・保健・福祉・介護等に関する支援を必要とする患者及び家族が抱える日常生活や療養上の不安解消を図るため、保健師等が訪問等により相談に応じています。

表52 相談・訪問指導件数 (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
面接相談	178	219	297	337	369
電話相談	27	16	51	38	26
訪問指導	14	2	11	16	8
ケア会議	0※	0※	2	2	0
連絡調整	0	0	14	1	0

※令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためケア会議を中止した

ウ 難病対策地域協議会

難病患者等支援に携わる各分野の代表者が、地域における難病患者等への支援体制について、関係部局及び関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた体制が構築できるよう協議等を行っています。

表53 開催状況

開催日	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数	中止※	1回	1回	1回	1回
参加者数	—	10人	10人	10人	11人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

エ 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着者をはじめとする医療ニーズの高い在宅の難病患者については、災害時に停電が発生した場合、生命に直結する危険があるため、患者本人、家族、支援関係者等と共に災害時個別対応マニュアルを作成し、適切に対応できるよう支援しています。

表54 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成状況 (人)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者 (作成数)	4(4)	11(6)	11(6)	12(11)	12(10)

14 精神保健支援

(1) 精神障がい者の地域生活支援

ア 通報等の経由

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、「精神保健福祉法」という。）第 22 条、23 条、26 条の 2 及び 3 の規定に基づく通報等を受けた場合には、速やかに県に連絡するとともに、市が保有する必要な情報を提供します。

表55 申請・通報状況等

(件)

		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
申請・ 通報 状況	一般申請 (22 条)	6	5	5	3	6
	警察官通報 (23 条)	70	55	35	34	26
	病院管理者 (26 条の 2)	0	1	0	0	0
	医療観察対象(26 条の 3)	0	0	0	0	0
	合計	76	62	40	37	32
処理 状況	措置入院	22	26	18	16	14
	措置不要	54	36	22	21	18
	合計	76	62	40	37	32

イ 退院後支援

「精神保健福祉法」第 22 条から第 26 条の 3 の規定に基づき、措置入院等となった患者の退院後の支援に関する計画を作成し、地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう支援しています。

表56 退院後支援計画作成及び支援状況

(件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
作成件数	14(8)	10(7)	10(7)	8(4)	7(4)

()内は支援終了件数

ウ 組織の育成

精神保健福祉に関わる組織の自主的な活動を支援するため、相談助言を行っています。

表57 自主グループの活動状況

名 称	活動内容	開催状況
精神保健福祉ボランティア 「クレヨン」	精神病院デイケアを中心に、お茶・習字・書道・生花・絵画などの活動や話し相手など	学習会 月 1 回 役員会 随 時
摂食障害者家族会 「バンビの会」	令和 8 年 3 月をもって「バンビの会」は終了し、 今後は自主グループ「ゆっくり」や摂食障害家族会「こぶしの会」が受け皿になる。	

精神障害者家族会 「あすわ会」	たまり場（会員同士の交流等）の運営、相談事業（市民対象の相談会）の開催など	役員会 月1回 例会 月1回
--------------------	---------------------------------------	-------------------

(2)精神保健相談

「精神保健福祉法」に基づき、精神科医師等が心の健康や受診、社会復帰などのさまざまな相談に応じています。

表58 精神科嘱託医による相談（月1回、予約制） (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
開催回数	19	16	15	19	12
相談件数	23	37	38	40	28

表59 保健師等による相談・訪問指導件数（随時） (件)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
面接相談	208	163	195	67	75
電話相談	1,028	775	1,493	988	707
訪問指導	377	220	278	218	234
ケア会議	46	31	44	59	64
連絡調整	7	2	141	261	41

(3)精神保健の理解促進に関する普及啓発

「精神保健福祉法」に基づき、市民の心の健康保持・増進を図るとともに、精神障がい者に対する関心と理解を深めるため講演会を開催する等、普及啓発を行っています。

- ・ ホームページに心の健康をチェックする「こころの健康度自己評価票」を常時掲載
- ・ 医療機関及び公共施設等に事業案内チラシを設置

表60 精神保健講演会

	令和3年度※	4年度	5年度	6年度	7年度
開催数（回）	0	1	1	1	1
参加者数(人)	0	56	44	39	70

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(4)自殺対策事業

「自殺対策基本法」に基づき、自殺対策に係る関係機関と連携し、相談支援や地域で支援する人材育成を行い、自殺予防及び自殺予防に関する市民の意識向上を図ります。

ア 対面相談

新型コロナウイルス感染症の影響により不安やストレスを抱えている市民に対し、臨床心理士が傾聴することで、ストレス等に早期に対応する機会を設けています。また、弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門職が一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じる「悩みごと総合相談会」を開催することで悩みを抱えている人の支援を行います。

表61 臨床心理士による相談

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
開催数（回）	8	8	8	8	8
相談件数（件）	24	25	28	21	22

表62 悩みごと総合相談会開催状況

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
開催数（回）	4	3	4	4	4
相談者数（人）	33	27	39	34	26

イ 人材育成

自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材（ゲートキーパー）を養成します。

表63 ゲートキーパー養成研修実施状況

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
開催数（回）	4	4	5	5	5
受講数（人）	181	258	445	174	109

第3 福井市保健所 生活衛生課

1 食品衛生

(1) 食品衛生事業

ア 食品衛生監視指導(「食品衛生法」第24条に基づく監視計画)

毎年度策定する監視指導計画に基づき、食品等の安全性の確保と食中毒等の健康危害の発生を防止するため、許可を要する営業施設及び許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

イ 食品衛生関係許可事務

「食品衛生法」に基づく新規許可、継続許可及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 「旧食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

		令和3年度		4年度		5年度	
		営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	745	110	567	197	382	378
	仕出し屋・弁当屋	351	134	272	97	195	129
	旅館	61	30	51	7	31	27
	その他	1,524	241	1,122	302	746	233
菓子(パンを含む。)製造業		392	114	316	91	235	94
乳処理業		0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		8	5	6	2	6	2
集乳業		0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		121	68	100	68	69	68
魚介類競り売り営業		1	2	0	1	0	0
魚肉練り製品製造業		3	3	3	5	1	5
食品の冷凍又は冷蔵業		27	10	22	17	20	16
かん詰又はびん詰食品製造業		4	3	2	2	1	2
喫茶店営業		59	7	41	9	30	12
あん類製造業		3	1	3	1	2	1
アイスクリーム類製造業		68	23	53	25	42	22
食肉処理業		23	11	19	12	12	8
食肉販売業		86	37	74	47	57	43
食肉製品製造業		4	3	4	3	3	3
乳酸菌飲料製造業		1	1	1	1	1	0
食用油脂製造業		1	0	1	1	1	1

マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	10	6	7	3	3	5
しょうゆ製造業	5	3	5	3	2	3
ソース類製造業	13	2	10	5	5	7
酒類製造業	9	1	9	1	3	8
豆腐製造業	13	5	9	2	7	6
納豆製造業	1	0	1	1	1	1
麺類製造業	32	12	25	7	18	8
そうざい製造業	137	76	111	76	86	82
添加物製造業（法第11条第1項対象（規格基準あり））	1	0	0	1	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	7	2	5	2	3	3
氷雪製造業	2	1	2	0	2	0
合 計	3,712	911	2,841	989	1,964	1,167

		6 年度		7 年度	
		営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数	営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	226	167	70	146
	仕出し屋・弁当屋	108	107	40	69
	旅館	27	8	6	17
	その他	404	266	71	246
菓子（パンを含む。）製造業		137	88	41	71
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		5	4	5	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		46	40	15	29
魚介類競り売り営業		0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		0	1	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業		15	14	6	8
かん詰又はびん詰食品製造業		0	1	0	0
喫茶店営業		14	7	6	4
あん類製造業		1	2	0	1
アイスクリーム類製造業		25	20	4	16
食肉処理業		10	3	7	4
食肉販売業		39	33	19	24
食肉製品製造業		2	1	2	2
乳酸菌飲料製造業		0	2	0	0
食用油脂製造業		0	0	0	0

マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	1	2	0	1
しょうゆ製造業	0	2	0	0
ソース類製造業	3	4	1	2
酒類製造業	1	2	0	2
豆腐製造業	5	1	0	3
納豆製造業	1	1	0	2
麺類製造業	12	6	5	7
そうざい製造業	55	58	29	29
添加物製造業（法第11条第1項対象（規格基準あり））	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	2	5	2	0
氷雪製造業	0	2	0	0
合 計	1,139	847	329	683

表2 「改正食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設・監視指導の状況

	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
	営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数	営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数	営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数	営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数
飲食店営業	806	847	1,439	859	2,138	1,038	2,743	1,083
調理の機能を有する自動販売機	2	2	2	0	9	7	11	4
食肉販売業	17	20	37	33	53	30	73	56
魚介類販売業	51	58	72	56	92	60	112	73
魚介類競り売り営業	1	2	2	5	2	3	2	2
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	8	8	10	4	15	15	15	7
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	87	94	160	112	246	131	336	184
アイスクリーム類製造業	5	6	10	9	13	5	24	17
乳製品製造業	2	2	3	1	4	1	4	2
清涼飲料水製造業	4	5	5	6	6	7	7	4
食肉製品製造業	0	0	2	2	3	4	3	1
水産製品製造業	15	16	30	23	50	43	55	32
氷雪製造業	1	1	1	1	1	0	3	2
液卵製造業	1	1	1	0	1	1	1	0
食用油脂製造業	2	3	2	0	2	1	2	0
みそ又はしょうゆ製造業	9	10	10	3	14	7	17	11
酒類製造業	5	5	5	1	11	8	13	2

豆腐製造業	7	9	8	3	8	2	8	2
納豆製造業	1	1	1	0	1	0	1	0
麺類製造業	9	11	19	14	30	17	37	14
そうざい製造業	49	59	92	79	145	103	224	157
複合型そうざい製造業	1	1	1	1	1	0	1	0
冷凍食品製造業	2	3	8	12	12	13	17	16
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	8	13	11	8	25	23	32	25
密封包装食品製造業	2	3	6	8	14	12	18	13
食品の小分け業	2	3	5	5	8	3	14	9
添加物製造業	0	0	1	1	1	0	1	0
合 計	1,097	1,183	1,943	1,246	2,905	1,534	3,774	1,716

	7 年度				
	営業 施設数 (年度末)	許可施設		廃業 施設数	監視 指導 施設数
		継続	新規		
飲食店営業	3,325	1	700	118	1,136
調理の機能を有する自動販売機	10	0	1	2	3
食肉販売業	88	0	20	5	41
魚介類販売業	131	0	25	6	70
魚介類競り売り営業	2	0	0	0	2
集乳業	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
食肉処理業	15	0	0	0	6
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	418	1	94	12	164
アイスクリーム類製造業	29	0	6	1	16
乳製品製造業	4	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	7	0	0	0	5
食肉製品製造業	3	0	0	0	1
水産製品製造業	59	0	4	0	32
氷雪製造業	3	0	0	0	0
液卵製造業	1	0	0	0	1
食用油脂製造業	2	0	0	0	1
みそ又はしょうゆ製造業	18	1	1	0	3
酒類製造業	14	1	1	0	3
豆腐製造業	11	0	3	0	7
納豆製造業	2	0	1	0	1
麺類製造業	47	0	10	0	19

そうざい製造業	269	0	55	10	132
複合型そうざい製造業	1	0	0	0	0
冷凍食品製造業	22	0	6	1	15
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	33	0	2	1	14
密封包装食品製造業	21	0	3	0	12
食品の小分け業	19	0	5	0	11
添加物製造業	1	0	0	0	0
合 計	4,555	4	937	156	1,696

表3 届出を要する食品営業関係施設数・監視指導の状況

		令和3年度		4年度		5年度	
		施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	194	67	179	51	151	37
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	236	99	219	94	196	73
	乳類販売業	358	121	330	76	295	86
	冰雪販売業	4	2	4	3	4	3
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	455	2	459	13	542	24
販売業	弁当販売業	19	6	27	3	32	2
	野菜果物販売業	81	22	87	70	91	60
	米穀類販売業	31	5	34	7	35	7
	通信販売・訪問販売による販売業	4	0	7	0	7	0
	コンビニエンスストア	83	37	101	36	111	28
	百貨店、総合スーパー	51	12	55	20	62	24
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	252	1	293	4	331	8
	その他の食料・飲料販売業	187	44	276	83	368	128
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	2	0	2	1	2	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	12	10	20	5	35	11
	農産保存食料品製造・加工業	2	1	3	0	4	0
	調味料製造・加工業	5	0	9	3	18	5
	糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	7	1	9	4	10	2
	製茶業	3	1	6	0	6	0

	海藻製造・加工業	3	2	4	4	5	4
	卵選別包装業	5	0	5	2	5	1
	その他の食料品製造・加工業	12	1	22	5	28	7
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	18	0	20	0	31	2
	集団給食施設	132	4	151	53	156	56
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	9	0	9	0	10	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0	0	0
	その他	5	1	7	1	7	0
合 計		2,170	439	2,338	538	2,542	568

		6 年度		7 年度	
		施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	129	31	115	19
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	177	39	154	48
	乳類販売業	270	58	246	35
	冰雪販売業	5	3	5	2
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	543	9	571	5
販売業	弁当販売業	34	4	35	2
	野菜果物販売業	95	31	94	40
	米穀類販売業	36	6	39	7
	通信販売・訪問販売による販売業	9	1	12	0
	コンビニエンスストア	121	35	129	24
	百貨店、総合スーパー	77	32	84	24
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	331	1	347	3
	その他の食料・飲料販売業	437	86	487	90
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	2	0	2	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	44	7	47	6
	農産保存食料品製造・加工業	7	1	11	4
	調味料製造・加工業	20	6	22	6
	糖類製造・加工業	0	0	0	0
	精穀・製粉業	10	3	11	0

	製茶業	6	0	8	1
	海藻製造・加工業	5	1	6	3
	卵選別包装業	5	3	5	0
	その他の食料品製造・加工業	32	4	37	4
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	40	2	48	4
	集団給食施設	161	94	167	37
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	11	0	11	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
	その他	8	1	10	1
合 計		2,615	458	2,703	365

ウ 食品の収去(「食品衛生法」第28条に基づく食品の行政検査)

市内外に流通する食品の安全性を確認するため、検査を計画的に行っています。不適合となった案件については、速やかに改善したことを確認しています。

表4 食品収去検査の状況

(件)

事業名	対象食品	令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
		検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数
春の行楽地衛生対策	一般食品(菓子、弁当等)	4	0	4	0	4	0	4	1	6	0
夏期食品一斉取締り	一般食品	18	0	18	6	18	2	15	3	14	1
輸入食品対策	冷凍食品、清涼飲料水、加工食品、菓子等	7	0	6	0	7	0	1	0	－	－
畜水産食品検査	魚介類、鶏卵、食鳥肉	2	0	3	0	1	0	3	0	1	0
野菜・果実検査	市内産野菜・果実、市外産または輸入野菜・果実	6	0	6	0	6	0	2	0	2	0
秋の行楽地衛生対策	一般食品(菓子、弁当等)	－	－	4	1	4	0	4	0	5	0
玄米検査	市内産玄米	2	0	1	0	2	0	－	－	1	0
液卵のサルモネラ検査	液卵	－	－	－	－	1	0	－	－	2	0
添加物表示対策	醤油、みそ、魚介類加工品	4	0	4	0	4	0	4	0	－	－
年末食品一斉取締り	一般食品	14	0	14	1	15	1	13	0	10	2
クドアモニタリング	ヒラメ	－	－	1	0	－	－	－	－	－	－
容器包装等検査	容器包装、玩具等	3	0	3	0	3	0	1	0	－	－
遺伝子組換え食品検査	大豆食品(豆腐)	2	0	2	0	2	0	－	－	－	－
アレルギー表示検査	加工食品	2	0	2	1	2	0	2	0	－	－
ジビエ肉モニタリング	イノシシ肉、鹿肉等	－	－	－	－	1	0	－	－	－	－
お成り衛生対策	一般食品	－	－	－	－	－	－	5	0	－	－
合 計		64	0	68	9	70	3	54	4	41	3

(2)食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

許可を要する営業施設の食品衛生責任者等を対象とした定期講習会及び許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした講習会など、依頼に応じた出前講習会を実施しています。

表5 食品衛生講習会の実施状況

	定期講習会		出前講習会	
	実施回数（回）	受講者数（人）	実施回数（回）	受講者数（人）
令和3年度※1	8	124	10	266
4年度	29	2,298	3	117
5年度	22	2,179	8	306
6年度	21	2,208	5	228
7年度	15	2,208	10	446
	eラーニング※2	94		

※1 令和3年度の定期講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料送付による自己学習：3,827件

※2 令和7年度より定期講習会にeラーニング方式も追加

(3)食品による健康被害等に関する対応

ア 食中毒に関する調査（「食品衛生法」第56条等）

市内で発生した食中毒事件及び病因物質は下表のとおりです。

表6 食中毒発生の状況

	発生日	患者数/ 喫食者数	原因食品	病因物質
令和3年度	R3. 7. 6	93/113	飲食店が調理提供した食事	ウエルシュ菌
	R3.11.14	5/5	家庭で調理した食事（ツキヨタケを誤食）	植物性自然毒
	R3.12. 2	1/79	飲食店が調理提供した食事	アニサキス
	R4. 2.28	1/1	魚介類販売店が販売した「いわし（刺身用の冊）」	アニサキス
4年度	R4. 4.18	1/1	飲食店が調理提供した食事（特上にぎり）	アニサキス
	R4. 6.27	13/130	飲食店が調理提供した弁当	黄色ブドウ球菌
	R4. 7.31	1/1	飲食店が調理提供した「サバの刺身」	アニサキス
	R4. 9.18	1/4	魚介類販売店が販売した「刺身（ふくらぎ、ぶり、いか、ひらめ）」	アニサキス
	R4. 9.23	1/1	R4.9.21 から R4.9.22 に喫食した生鮮魚介類	アニサキス
	R4.11.25	1/1	魚介類販売店が販売した「ふくらぎ お刺身」	アニサキス
	R5. 1.21	1/2	飲食店が調理提供した「しめ鯖」	アニサキス
	R5. 2. 1	1/3	量販店が販売した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」	アニサキス
	R5. 3. 5	1/1	不明	アニサキス
	R5. 3.21	1/2	不明	アニサキス

5 年度	R5. 5.11	10/17	飲食店が調理提供したヒラメの刺身	クドア・セブテンブソクター
	R5. 6.21	1/11	飲食店が調理提供した寿司(マグロ、タチウオ他)、刺身(ブリ、シマアジ他)	アニサキス
	R5. 6.22	5/6	飲食店が調理提供した食事「コース料理(焼き鳥、名物手羽先、鍋他)、塩レバー、鶏生レバー」	カンピロバクター
	R5. 7.20	1/1	不明	アニサキス
	R5. 8.12	13/42	飲食店が調理提供した食事「会席料理(石焼御膳、四季御膳他)」	ノロウイルス
	R5. 9.16	2/2	飲食店が調理提供した「さば棒寿司」	アニサキス
	R6. 3.22	21/59	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
6 年度	R6. 5.26	1/5	R6.5.26 に飲食店が調理販売した「生さば寿し」	アニサキス
	R6. 8.17	2/6	R6.8.15 に飲食店が調理提供した食事「コース料理(さしみユッケ、胸肉たたき、ポテトサラダ、鶏足(若鶏)、もも肉炙り、茶碗蒸し、釜めし、手羽先唐揚げ)、鶏ラーメン」	カンピロバクター
	R6.10.21	1/2	R6.10.20 に量販店が販売した「ふくらぎ刺身」	アニサキス
	R6.11.25	4/4	R6.11.25 に家庭で調理した食事(ツキヨタケを誤食)	植物性自然毒
	R7. 1.25	18/68	R7.1.24 から R7.1.26 に飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
	R7. 3. 2	12/56	R7.3.1 から R7.3.2 に飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
7 年度	R7. 8. 4	1/1	R7.8.3 に飲食店が調理提供した「さばのにぎり」	アニサキス
	R7.11.18	1/1	不明	アニサキス
	R8. 2.14	1/1	生鮮魚介類	アニサキス
	R8. 3.28	27/37	R8.3.27 に飲食店が調理提供した食事「コース料理(刺身、和牛すき鍋、天ぶら等)」	ノロウイルス

イ 食品による健康被害等に関する行政処分(「食品衛生法」第 54 条等)

被害の拡大防止・原因究明及び再発防止を図るため、「食品衛生法」に基づく行政処分として、下表のとおり営業停止命令を行いました。

表7 行政処分の状況 (件)

	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
令和3年度	—	—	3	—	—	11
4 年度	—	—	7	—	1	11
5 年度	—	—	5	—	—	4
6 年度	—	—	5	—	—	7
7 年度	—	—	—	—	—	3

ウ 一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談及び喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。

表8 食品関係相談の状況

(件)

		食品総合相談件数					
		相談			苦情		
		営業	表示	その他	食中毒・ 有症苦情	不良食品・ 異物混入	その他
令和3年度	2,358	1,405	99	752	48	26	28
4年度	2,488	1,483	79	804	69	23	30
5年度	2,667	1,765	77	688	65	48	24
6年度	2,400	1,557	46	635	79	48	35
7年度	2,135	1,391	32	577	56	51	28

2 動物愛護管理業務

(1) 動物取扱業への監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、基準に適合した施設構造による適正な飼養が行われるよう、動物取扱業及び特定動物飼養許可施設に対して監視等を行っています。

表9 第一種動物取扱業※登録施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳					監視指導数 (延べ)
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
令和3年度	72	25	49	1	5	14	57
4年度	68	26	50	1	5	10	47
5年度	75	32	53	2	5	11	80
6年度	78	34	58	4	5	11	44
7年度	82	35	61	3	5	11	42

※ 有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為

表10 第二種動物取扱業※届出施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳				監視指導数 (延べ)
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
令和3年度	6	4	2	2	2	3
4年度	8	5	4	3	3	3
5年度	9	6	4	4	3	8
6年度	10	7	4	4	3	3
7年度	8	6	4	3	2	9

※ 営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定数以上の動物の取扱いを行う行為

表11 特定動物※飼養許可施設数・監視指導の状況

	施設数	動物種	頭数	監視指導数 (延べ)
令和3年度	2	おながざる科 マカク属 ニホンザル	19	2
4年度	3	おながざる科 マカク属 ニホンザル	17	2
5年度	3	おながざる科 マカク属 ニホンザル	16	4
6年度	2	おながざる科 マカク属 ニホンザル	13	2
7年度	3	おながざる科 マカク属 ニホンザル	13	4

※ 人の生命・身体又は財産に危害を加える恐れのある危険動物で、政令で、クマ、トラ、ワニ、マムシ等の哺乳類、鳥類、爬虫類約 650 種が定められている。動物園や試験研究施設等の特定目的で、特定動物を飼養するためには動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要となる。なお、令和2年6月1日から愛玩目的等で特定動物を飼養することは禁止されている。

(2) 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業

飼い主のいない猫の出生を抑制することで数を減らし猫の引き取り数を減少させるため、平成 25 年度より不妊手術費用の一部を助成しています。平成 30 年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

ア 対象者（次の条件を全て満たす方）

- (ア) 福井市内に居住する方で、手術予定の野良猫と同じ居住地域の方
- (イ) 手術後、元の場所に戻し、責任をもって糞尿の始末及び餌やり等の管理ができる方
- (ウ) 手術済みの猫であると判別できるように、手術時に耳先をVカットすることを了承できる方
- (エ) 手術同意書に同意できる方

イ 対象となる猫

生後 4 カ月以上で、外観上健康と認められる飼い主のいない猫（野良猫）

表12 助成の実績 (頭)

	オス	メス
令和 3 年度	33	78
4 年度	46	69
5 年度	56	95
6 年度	56	85
7 年度	40	89

(3) 犬猫の収容や苦情相談等への対応

飼い主の不明な犬猫の収容や糞尿や鳴き声等による苦情について、福井県動物愛護センターと連携して対応しています。

表13 福井県動物愛護センターの実績 (収容・譲渡・返還：頭、苦情・相談：件)

		収容頭数				譲渡	返還	苦情	相談
		捕獲	引取り	傷病	計				
令和 3 年度	犬	7	10	0	17	3	14	114	203
	猫	0	177	9	186	167	3	115	858
	計	7	187	9	203	170	17	229	1,061
4 年度	犬	4	12	0	16	2	12	77	162
	猫	0	150	10	160	136	4	87	779
	計	4	162	10	176	138	16	164	941
5 年度	犬	4	6	0	10	3	7	59	98
	猫	0	113	10	123	138	5	34	410
	計	4	119	10	133	141	12	93	508
6 年度	犬	7	12	0	19	7	8	40	105
	猫	0	71	14	85	134	0	21	289
	計	7	83	14	104	141	8	61	394
7 年度	犬	1	5	0	6	5	3	50	86
	猫	0	103	7	110	107	1	31	292
	計	1	108	7	116	112	4	81	378

3 狂犬病予防業務

(1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射

狂犬病の発生やまん延を防止するため、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っています。平成30年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

表14 飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数 (頭)

	犬の登録数		予防注射数
	年度末登録数	うち新規登録数※	
令和3年度	10,972	1,085	8,057
4年度	10,884	1,020	7,979
5年度	11,245	1,131	8,011
6年度	10,569	1,120	8,101
7年度	10,648	1,287	8,189

※ 新規登録数は、転入登録（前住所地登録済み）を含めない

(2) 咬傷事故への対応

飼い犬が人を咬んだ際は、狂犬病の発生やまん延を防止するため、「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づき、飼い主に対して当該犬の獣医師による検診と適正な飼養について指導を行っています。

表15 咬傷事故件数 (件)

	件数
令和3年度	3
4年度	8
5年度	6
6年度	11
7年度	13

4 環境衛生

(1) 生活衛生事業

ア 営業施設の監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」、「公衆浴場法」、「旅館業法」、「興行場法」に基づく営業施設について、適切な衛生管理が行われるよう監視指導を行っています。

また、レジオネラ症発生防止対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館の浴槽水について、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

イ 生活衛生関係許可等事務

各法に基づく新規許可、開設届及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

表16 営業六法施設数・監視指導の状況

		令和3年度		4年度		5年度	
		営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数
理容所		295	12	290	4	291	9
美容所		745	31	775	53	794	39
クリーニング所	洗濯所	74	0	72	47	71	2
	取次所	237	2	236	1	238	1
公衆浴場	普通	8	4	7	2	7	2
	特殊	41	13	41	25	44	24
旅館	旅館・ホテル	95	47	93	25	93	36
	簡易宿所	57	8	60	10	64	11
	下宿	－	－	－	－	－	－
	特例	0	0	－	－	－	－
興行場	常設	15	1	15	0	15	0
	仮設	－	－	－	－	－	－
合 計		1,567	118	1,589	167	1,617	124

		6年度		7年度			
		営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	営業施設数 (年度末)	新規施設数	廃業施設数	監視指導 施設数
理容所		279	70	269	2	7	60
美容所		779	207	781	25	10	149
クリーニング所	洗濯所	67	40	63	0	2	21
	取次所	213	4	191	3	26	3
公衆浴場	普通	7	0	6	0	1	7
	特殊	48	15	51	5	2	29
旅館	旅館・ホテル	91	17	95	2	0	48
	簡易宿所	73	11	80	7	1	16
	下宿	－	－	－	－	－	－
	特例	－	－	－	－	－	－
興行場	常設	15	0	15	0	0	0
	仮設	－	－	－	－	－	－
合 計		1,572	364	1,551	44	49	324

表17 浴槽水の行政検査状況

	検査数	不適合件数
令和3年度	7	0
4年度	7	3
5年度	10	3
6年度	22	1
7年度	22	1

(2)浄化槽の適正な維持管理

「浄化槽法」に基づき、浄化槽設置の届出の受理、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。また、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表18 浄化槽設置基数の状況

	浄化槽設置基数
令和3年度	10,690
4年度	9,735
5年度	9,337
6年度	9,252
7年度	9,232

(3)特定建築物に対する監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する、多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、空気環境や飲料水等が衛生的に管理されるよう、同法第11条第1項に基づき定期的に監視指導を行っています。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表19 特定建築物施設数・監視指導の状況

	令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
興行場	1	1	1	0	1	0	1	1	1	0
百貨店	6	4	6	0	6	2	6	4	6	2
店 舗	23	7	23	8	24	7	25	7	25	12
事務所	50	26	49	8	49	15	49	26	49	6
学 校	12	4	12	0	12	8	12	4	12	0
旅 館	16	1	17	5	18	7	18	1	17	6
その他	15	6	16	8	16	1	16	5	16	9
合 計	123	49	124	29	126	40	127	48	126	35

(4)温泉利用施設に対する監視指導

「温泉法」に基づく温泉利用施設に対し、衛生管理が適正に行われるよう、施設への立入等監視指導を行っています。

表20 温泉施設数・監視指導の状況

	浴用許可		飲用許可	
	施設数（年度末）	監視指導施設数	施設数（年度末）	監視指導施設数
令和3年度	33	16	4	2
4年度	36	14	4	4
5年度	38	23	4	4
6年度	38	7	4	1
7年度	37	26	4	1

(5)遊泳用プール施設に対する監視指導

遊泳用プールの衛生水準を確保するため、国が示す衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

表21 プール施設数・監視指導の状況

	施設数 （年度末）	監視指導 施設数
令和3年度	16	2
4年度※	15	17
5年度	15	15
6年度	14	14
7年度	13	7

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により縮小（一部、苦情に伴う立入を実施）

令和8年8月

編集・発行 福井市福祉健康部 保健衛生局 福井市保健所
〒918-8004

福井市西木田2丁目8番8号

TEL (0776) 33-5182

FAX (0776) 33-5473